

中央区立佃島小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止のための基本的な考え方

基本理念

いじめは、その対象となった児童に深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全教職員が、いじめを絶対に許さないという姿勢で、教育活動に当たるとともに、人権尊重の精神を基盤に学校教育を推進することとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様

- (1)言葉によるもの 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2)集団によるもの 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3)暴力によるもの ぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- (4)金品に関するもの 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- (5)強制によるもの 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- (6)ITに関するもの パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。

II 校内組織

学校いじめ対策委員会

いじめ防止等の目的で、校内職員（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等）で構成し、定期的開催する。

学校サポートチーム

以下の目的で、必要に応じて校外関係者（弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察、民生・児童委員、青少年委員、区指導主事、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター職員）を加え、設置する。

- (1)いじめ問題等に関わる客観的な事実等を情報収集する。
- (2)専門的見識に基づいた、適切な対応策を検討する。
- (3)いじめ問題等解決のために、学校等への指導・助言する。
- (4)いじめ問題等解決のために、学校による保護者等への助言に対する支援をする。
- (5)いじめを受けた児童に対する支援方法を検討する。

III いじめの未然防止・早期発見・早期対応における考え方

- (1)児童が安心して、豊かに学校生活を送れる学校づくりを目指す。
- (2)児童の自己肯定感・自己有用感・コミュニケーション能力・思いやりの心を醸成する。
- (3)「いじめは決して許さないこと」、「いじめを受けた児童・いじめを知らせた児童を守り抜くこと」を表明して取り組む。
- (4)「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうること」を強く意識し、特定の教職員が一人で抱え込まないように、組織的に取り組む。
- (5)保護者や地域、関係機関（子ども家庭支援センター・児童相談所、医療機関、警察等）と連携して取り組む。

IV 具体的な取組

未然防止

- (1)人権教育・道徳教育・縦割活動や幼稚園・保育園との交流活動を充実させる。
- (2)児童にとって魅力ある授業の実現を目指し、お互いの考え方や感じ方を認め合う活動の充実を図る。
- (3)いじめの防止や解決に向けて児童が主体的に行動できるように指導、支援する。
- (4)「命と心の授業」や「道徳授業地区公開講座」、「セーフティ教室等を活用した情報モラル教育」を実施する。
- (5)（都）スクールカウンセラーが、5年生全員対象の面接を行い、いじめ等の相談がしやすい環境づくりを推進する。
- (6)校内研修の充実を通して教職員の資質の向上を図る。

早期発見

- (1)児童理解を充実する。（児童の良さの理解・不安や悩みの傾聴・様々な方法の活用）
- (2)いじめ調査等を実施する。（ふれあい月間での全児童対象のアンケート調査3回（6月、11月、2月））
- (3)いじめ相談体制を設置し、活用する。（都・区スクールカウンセラーの活用・教職員へ相談しやすい環境づくり）
- (4)教職員で情報共有をする。（生活指導夕会における情報交換・校務支援システムの活用）

早期対応

- (1)いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2)いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会で対応を協議し次の対策を講ずる。
 - ①いじめをやめさせ、その再発を防止する。
 - ②いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、保護者と連携を図りながら環境を整える。
 - ③いじめを行った児童への指導とその保護者への助言をする。
 - ④いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる指導を行う。
 - ⑤いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、関係保護者と情報を共有するための必要な措置を講ずる。
- (3)悪質ないじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対応する。

V 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1)重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2)いじめ対策委員会を招集し、対応を協議する。必要に応じて、学校サポートチームの活用を検討する。
- (3)いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童への心のケアを図る。
- (4)いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5)上記調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。